

明朝の「里」制について

—森 正夫著『明代江南土地制度の研究』に寄せて—

井 上 徹

はじめに

一三六八年、應天府（南京）を首都として成立した明朝は、洪武一四年（一三八二）以降、全国を対象として里甲制を整備する。その内容はおおむね次のようなものであった。^① 全国各州県の行政区画下に、「里」（城中は坊、近城は廂）という単位を設定する。一「里」は正管戸一一〇戸を基本構成員とし、各戸は「丁・糧の多寡、事産の厚薄」により三等乃至九等に類別される。このうち上等戸一〇戸は里長戸、その他は甲首戸として、一甲二一里長戸・一〇甲首戸のグループを作り、合計一〇甲が一年交替で各種の徭役を負担し、一〇年で一周した。「里」にはこの他、年少殘疾・幼少十歳以下・寡婦・外郡寄莊人戸、及び零細土地所有者などから成る不定

数の余剩戸（帶管戸・畸零戸）が存在した。「里」の構成員に割り当たられた徭役は、正役（「里」内の税糧徵収・運搬、賦役黃冊の撰造、宮廷・中央・地方官庁で必要とされる物品の提供など）と雜役（中央・地方官庁、駅伝等への労働力の提供など）である。里甲制の確立後、明朝は、里老人制の施行を同じく全国に発布したが、これは、「里」ごとに設けられた里老人が、里長・甲首とともに、輕微な裁判、勸農、相互扶助などの機能を維持するものである。この他、国家財政のうえで重要な位置を占めた当時の経済的先進地域である長江中・下流域を中心として、糧長が設置された。糧長は、洪武四年に秋糧一万石を基準として設けられ、同一五年一旦廃止された後、同一年に復活された。復活後、州県と「里」との間の区（南宋以来の行政区画）である都を基礎として、こ

れを分割・統合したもの）を単位として設置された糧長には区内の丁・糧の多い戸が充当され、区内の各「里」からの税糧の徴収と所定倉庫への運搬を主要な職務とした。また糧長の制度ははじめ一年交替の輪番制であったが、宣徳年間（一五世紀前半）以降永充制となり、正徳年間（一六世紀初頭）以後には朋充制も行なわれたという。

この一四世紀後半に形成された里甲制については、広義での江南地方（長江以南の地）を主要な対象としつつ、戦前から現在に至るまで極めて多数の関連研究が提出され、実証・理論の両面で様々な論議が展開されたが、同制度の基礎となる地域の実態、同制度自体の構造的特質、里甲制を媒介とした国家の支配政策の本質など、最も基本的な問題の解決はなお現在においても定論をみていないようと思われる。最近、森正夫氏は、一九六〇・六一年以来積み重ねてきた官田を中心とする明代の土地制度史に関する研究を集大成して、『明代江南土地制度の研究』（同朋舎出版、一九八八年）と題す

る一冊の書にまとめられたが、著書の内容のなかには、これらの諸問題を確定するうえでの貴重な実証成果が披瀝されている。そこで、小論においては、おもに里甲制の形成とその特質に関わる森氏の見解を中心として紹介するとともに、氏

の見解が從来の里甲制研究に対してもいかなる問題提起を行なっているのかを確認し、最後にそれらを手がかりとして、里甲制に関するいくつかの問題を提出したいと思う。

なお、森氏の著書については、すでに伊藤正彦氏と呉金成氏の書評が出されているので、同書の全体の内容の紹介と問題点の指摘は、両氏のそれを参照していただきたい。⁽³⁾また、ここで主に取り上げる部分は、本書の序章から第三章までと終章であり、それらの叙述は、一九六〇・六一年、六五年、八〇年、八六年の各年度に発表された合計五篇の論文をもとにしている。⁽⁴⁾本来ならば、著書の内容と既発表論文の内容を対照させつつ紹介すべきところであるが、著書において氏の到達した最終的な結論が提示されていると考えられるので、以下の紹介はすべて著書に基づくこととする。

一、里甲制に関する從来の研究

著書に集約された森氏の研究が里甲制の研究史上いかなる意義をもっているのかを明確にするために、最初に従前の研究の動向を簡潔に整理しておきたい。⁽⁵⁾ただし、里甲制に関する研究を網羅的に扱うものではなく、森氏の研究の意義を明

らかにするうえで最低限必要とみなされる研究のみを対象とすることとしたい。

明初における里甲制下の農村社会を総合的に把握する作業は、戦前の一九三九年、松本善海氏によつて先駆的に行なわれた。氏は、賦・役徵收の目的で編成された里甲制において「里」一一〇戸という「戸数単位の組織」が可能となつたのは、「国内における土地所有の支配的形態が零細な小土地私有にあり、自作農が圧倒的多数を占めていた」という点に帰着するといひ、里甲制の基盤の中核を自作農に求めた。自作農が当時の土地所有関係のなかで支配的位置を占めた理由として氏が重視するのは、「支那があらゆる時代を通じて、常に土地所有の点で小私有が優勢であった」という事態にのみ基づくではなくて」、元末の大乱（「農民暴動」）のなかで「大領有地の分割」が行なわれたこと、及び乱後における空閑地の増加が、政府に開墾奨励の政策をとらせ、そこに「土地私有の零細化が助長」されたことにある。また「里」という「人為的な」組織の形成は、「村落内の過去における自然発生的な隣保團結の紐帶」の破壊を意味するものであり、國家は、里老人制の發足を通じて、「里」に「地縁的」機能をもたせ、組織の維持を図つたとされる。⁽⁶⁾ 里甲制に関する氏

の見解の特徴は、里甲組織の中核的社会層を自作農に設定し、また「里」組織の「人為的」性格を強調した点にあるが、この二点は、その後の研究においても議論の中心となる。

戦後の一九四九年には、北村敬直氏も、里甲制の基盤を自作農に求める見解を提出している。北村氏は、「明初の社会は、商品經濟を前提としつつも、一応自然經濟の方向にむかつて再編成されたものであつた」として、そこに国家の手による「再編成」を想定するとともに、「現物、現労働力徵收と原籍主義という原則に立つ」「賦役体制」は「自から土地を所有し、同時に耕作する如き老農層」「を対象として構成されたものであつた」というように、「老農層」は自作農を賦役制度の中核階層とみなしめたのである。氏において「再編成」の指標とされたのは賦役制度と官田政策であり、後者については、「宋元時代の豪族地主制」が、朱元璋の官田政策によって、「国家地主制」に再編成されたとする。しかし、翌五〇年には、国家による土地所有の再編という考え方を撤回する。「國家の官田所有」も「民間地主の土地所有と同じ土地私有制の上に立」ち、「土地私有制の上に立てられた地主制なるものは、明初において量的にも質的にも断絶をみる」となく、宋から清まで連続していた」とみなされること、ま

た全国の土地に占める官田の比重が必ずしも高くないことが、撤回の理由である。したがつて、北村氏においては、地主制の連続を確認することにより、「国家地主制」への再編成という見解とともに、賦役制度の中核が「老農層」にあるという見解も、同時に否定したことになる。⁽⁷⁾

北村氏が自説を撤回するにいたった原因として重要なのは、一九五〇年に、古島和雄氏が提示した見解である。氏は自作農（小土地私有）が戸数単位による里甲の編成の基礎をなしていたとする松本氏の所説を取り上げ、「元末にいたる大土地所有の形成を前提」とするならば、かかる明朝成立期に現われた「小土地私有の優越性」は「過渡的な現象」として理解すべきであるとする。つまり、「元末の農民反乱の対象は「必ずしも直接には在地の地主権力であったとは」言えず、しかも明朝は「農民の階級的立場に対する地主的反動の上に成立したもの」であり、したがつて、「大土地所有の一時的な衰退にもかかわらず」、「在地の具体的な土地用益を含む所有関係と、その上に成立する階層的諸関係」が里甲制の基盤となつたとみるべきであり、里甲制による課役の賦課が、丁糧の多寡による等則にもとづいてなされた一里甲制が階層差を前提としていることを意味する限り、この役の対

象である里長戸は在地の地主層であったとみなされる。國家権力は、在地の地主層を中心とした「新たなる権力関係の再現を防止」するために、職役等の課役による強制請負体系や里長の輪番制を採用したが、「現実の農村社会においては、既に分化した階層関係をもち、これを基礎とする在地の慣習法的秩序が支配」しており、在地の地主層から充当された里長戸等の存在が里甲制を支えたことも疑いないとする。また、「官田・賜田等」を「在地の具体的な土地用役を含まない在地主的な大土地所有」として規定し、そのもとでの「小作農民層の再生産の維持が、したがつてその収租権の基礎」は、「在地の地主層の諸役の負担にもとづいていた」という。氏においては、元末の農民反乱によって在地の地主層の土地所有とその権力が解体されることはなく、それこそ里甲制の基盤となつたものであり、またこの階層は官田・賜田等の寄生的な土地所有のもとでの「小作農民層」の再生産を維持する負担を負わせられたと理解するのである。

北村氏の修正見解における「地主制」の理解のなかには、不在地主と在地地主の区別がなく、地主と佃戸との関係が一般的に設定されている。古島氏は、在地の地主層の主要な労働力として「家僕・家丁等」の「家族的な諸関係によつて規

制された」農民を推定する。このように地主の經營を支える労働力の内容についてはそれぞれ見解を異にするが、元末の農民反乱、明朝の官田政策が在來の土地所有関係を変革したという見方、また里甲制の中核的基盤として自作農を設定する見方はともに退けられ、明初の農村においても地主の土地所有が一般的に成立しており、里甲制もこれを基盤としたことが確認されたといえる。しかし、両氏の到達した見解は論理のうえでの解決といった側面が強く、里甲制の中核的基盤とされる地主を中心とした土地所有関係、その農村社会の構造との関係、及び國家権力により樹立された里甲制自体の編成原理、更にそれら相互の内在的関係はともに史料事実をふまえつ充分に検討されたとは言えなかつた。これらの諸問題に関する検討は、六〇・七〇年代において、小山正明氏により提出された体系的な所説をめぐる議論のなかで本格的に行なわれることになる。

まず里甲制に関する小山氏の理解を紹介しておきたい。⁽⁹⁾

①明代の賦・役制度は、国家による各戸の個別的把握に基づくものであり、賦・役はともに戸則に格付けられた各戸を基準に科派され、各戸は、国家に対する徭役負担能力の差異により重層的階層差をもつものとしてとらえられている。

本来的には賦・役徵収のための農民支配組織である里甲組織は、正管戸一一戸（一里長戸・一〇甲首戸）、一里二一一〇戸という戸数原則に示されるように、極めて画一的な編成がなされたが、これは、各年における徭役の均等収取の必要に応じて、戸数を増減する場合の均等化を考慮したものである。つまり、均等収取のために戸数を増減する際には、輪番で徭役を割り当てる農民集団の負担能力をなるべく均等化することが要請されるが、個々の農民の経済的内容の不均等性が前提とされている以上、徭役負担能力の均等化を計るためにには、原理的には個々の戸を個別的に抽出して人為的に組み合わせることになる。氏は国家による里甲組織の人為的な組合せについて、これを徭役の均等収取の必要性から生じた結果として理解しているが、こうした見方がなされるに当たっては、その基底に、小農經營と農村の権力関係に関する次のようないわゆる「小農經營と農村の権力関係」の理論が存在している。

②すなはち、氏は、宋—明中期の時代における家族労働を主体とする小農經營（奴婢・佃戸、自作農等）は「未確立、不安定性」を特徴としていることし、かかる不安定な小農經營の収奪のうえに立つ大土地所有は、それ自身の搾取基盤の不安定性のため独自の個別的権力機構をつくりだすことができず、その階級的結集としての科挙制度を要求し、あるいは宋

代の形勢戸、明代の糧長のように、國家の郷村支配機構のもとで主要な役を負担することにより土地所有と在地での権力を維持しえたという。ここに示される不安定な小農経営一大土地所有による個別的権力機構の未完結とその國家権力への依存という見解をもとに、氏は、里甲制下における農民の再生産を維持する共同体的機能の問題に注目する。氏はすでに六九年の段階において、里甲制が単なる賦・役徴収の組織ではなく、同時に糧長・里長層を軸とした共同体的機能を併有していることを、水利規制の問題に即して、大量の史料事実を提示しながら論じているが、七九年に行なわれた鶴見尚弘氏との論争では、共同体的機能をめぐる地主層と國家権力との関係がより明瞭に示されている。それによれば、水稻作を中心とする江南デルタ地帯では、農家経営の再生産にとって、毎年恒常的になされる各圩田内部での灌排水規制とくに梅雨期および秋雨期における排水作業がより規定的な意味をもつて、在地の共同体的規制における地主層の優位はほぼ疑いのないものの、地主層相互間の結合によってはこの規制を自己完結的に編成しえず、また零細小農民の下でも、その生産と再生産の機能掌握は不可能であった。したがって、各個

別經營の生産と再生産過程の編成・維持には國家の介入が現れざるをえず、その介入の機構が里甲制ということになる。このように在地における独自の自己完結的な共同体機能が薄弱であり、また村落が土地と農民との有機的な統一体として形成されていなかつたために、里甲の組織は村落の地縁的関係を規定的契機としてではなく、原理的には個々の戸を個別的に抽出して編成することになつたとされるのである。

小山氏の所説に対しても、その小農経営の理解、里甲制の把握等をめぐって異論が続出したが、従来の研究を集大成しつつ、里甲制体制の全容を解説しようとした鶴見尚弘氏の研究には、小山説に対峙する立場が明瞭に示されている。⁽¹³⁾ 小山説と対比的に鶴見説を紹介してみたい。

里甲制が「糧長・里長層を軸として、小農経営の再生産を媒介する共同体機能をも遂行していくとする点についてはほぼ一致した見方が生まれかけている」と小山氏が述べたように、里甲制に共同体的機能を認める点では、両氏の間に相違点はないようと思われる。最大の問題点は、在來の地主層「を中心とした独自の共同体を國家がそのまま郷村支配機構としてとらえたのか」、あるいは「郷村支配機構に税役取奪のための国家の強力的編成を考えるのか」にある。言うまで

もなく小山氏は後者であり、鶴見氏は前者に属す。鶴見氏によれば、里甲制の中核をなす在地地主層は、その基本的部が佃戸の小作地經營にあり、しかも在地の具体的な土地用益を掌握している寄生的な大土地所有者に他ならず、また、すでに単純商品生産が展開していた当時の江南農村では、佃戸を含む小規模經營農民の自立性はかなり高く、寄生的な大土地所有者による共同体規制の掌握のもとにあつたとはいえ、自営農として自立再生産を行なつていたと考えられる。里甲制は、かかる在地地主層と佃戸、更に自作農・奴隸等を含む、元代以来の重層的な階層関係と当該の関係を基礎とする共同体の具体的用益を掌握する地主権力を基盤とするものであつたという。ここで重要なのは、共同体用益の掌握をめぐる小山氏との見解の違いである。小山氏が、排水作業の際の主要な用具である龍骨車の設置に関する史料にもとづき、地主層による共同体規制の未完結を主張した（前述）のに対して、鶴見氏は、「江南の農業生産にとって不可欠の水利用具の中、龍骨車等の大きな器具の具備者は地主層であつたと思われ、これの共同使用を媒介とすることなしには、圩の構成員の再生産是不可能であり、ここに地主層が共同体的規制の掌握者として存在しうる一つの根拠があつたと思われる」と

いい、龍骨車を保有する地主層が灌排水規制を組織したとみなし、これを彼らによる共同体的規制の掌握の重要な事例として挙げるのである。

このように里甲制が元代以来の重層的な階層関係と地主層による共同体規制の掌握を基礎としたものであることを主張する鶴見氏は、里甲制の編成原理についても小山氏と異なる見解をもつ。すなわち、国家による里甲組織の人為的な編成を強調した小山氏の所説に對して、里甲制は確かに一一〇戸を標準とする戸数単位による編成原理にもとづいて組織されており、その限りにおいて、人為的な村落の再編成を意図したものといえるが、それはあくまで国家の主観的意図であるにすぎないとして、むしろ国家が行なわざるをえなかつた「現実」の里甲編成に注目すべきであるとする。氏のいう「現実」の編成とは、具体的には、一一〇戸の正管戸以外に、不定数の帶管戸・畸零戸等を含めた里甲編成のことを指しており、かかる余剰の戸を含めて編成されたところに、地主から佃戸等にいたる階層関係の反映が見出されると考えるのである。里甲編成の「現実」を強調する立場からすれば、先に問題とされた同制度に具備される共同体的機能のみでなく、里老人制の内容を定めた『教民榜文』の規定からうかがわれ

る「里」の地縁性も、在来の農村社会のそれに依拠したものと理解されるのは当然であり、氏はその基礎に南宋の都保制以来の「自律的な地縁的共同体的性格を帯びたもの」を想定する。

以上の紹介から理解されるように、小山説と鶴見説は、小農経営と地主層（大土地所有）との関係、郷村の共同体規制、地縁性などの理解をめぐって大きく見解を異にしており、かかる在地の側での諸条件の理解の相違にともない、里甲制を媒介とする国家権力の支配のあり方に関する理解にも大きな隔たりが見られる。筆者には両者の所説を更に検討し、諸問題を解決する力量も余裕もないが、現在までの研究状況に照らして次の点を指摘しておきたい。まず小山説についてであるが、最大の問題点は、糧長等の母体である大土地所有が独自の個別的権力機構を創出しえない理由とされた小農経営の「未確立、不安定性」の理解にある。氏がかかる理解を提示したそもそもの出発点は、明初における在地の地主層の主要な労働力として「家僕・家丁等」の農民を想定した古島和雄氏の所説にあり、氏は古島説を起点として、明中期までの時代における奴隸的存在を中核とした小農経営像を描いた。つまり、地主のもとで「最も強い身分的隸属の下におかれるの

は」、地主直営地で駆使された農民のみでなく、「家族を構成して主家と別居し、その外形において佃戸と同じような小農形態をとるもの」も含むところの奴婢という存在であるが、主家の側では、保護・給養をほぼ全面的に与えざるをえない奴婢の保有には限界があり、ここに雇工・佃戸、「自作農」による佃作という多様な形態が同時に現われてくる基礎がある。これらの形態の農民は、奴婢のように強固な身分的隸属のものに置かれないと、地主による保護・給養を与えられず、生産手段・糧食の高利による貸与などを通じて収奪の対象となり、奴婢へと転落する可能性に取り囲まれているというものである。⁽¹⁶⁾しかしながら、その後における森正夫氏、西村かずよ氏の研究に示されるように、小山氏の所説は明代の奴婢全体の存在形態を検討した結果導き出された結論ではなく、また論拠とされる史料事実の多くは明末清初のものであつた。兩氏の研究によれば、奴婢（奴僕）が激増するのは明中期以後のことであり、しかも彼らは一義的に生産労働に従事したとはいはず、家内雜役、農業労働から主家の家産管理にいたるまでの多様な職務を、兼任あるいは輪番のかたちで担当したという。⁽¹⁷⁾この研究成果からすれば、明中期までの小農経営の中核に奴婢の存在を設定し、その「未確立、不安定性」を

主張する見解には再考の余地があるのである。他方、その基本的部分を自立的な佃戸の經營に依拠する在地の寄生的な大土地所有を里甲制の中核に位置させる鶴見説は、広く研究者の間に受け入れられた見解であるように思われるが、この見解においても、地主佃戸関係を当時の基本的生産関係として設定する理論的枠組みからの把握という側面が強く、なお充分に明前半期における土地所有と農業經營のあり方を考察しているわけではないことには注意されねばならない。また、在地での共同体規制を掌握した大土地所有がなぜ中央集権国家により形成された里甲制に組み込まれざるをえないのか、山氏が抱いたであろう疑問はこの立場においても解決されていないようと思われる。

さて、小農經營の再生産の維持という問題については、現在に至るまで継続して論議が深められている。濱島敦俊氏はこの問題の解決に精力的に取り組んだ論者の一人である。⁽¹⁸⁾氏も小山氏、鶴見氏と同じく水利という側面から課題へのアプローチを図るが、その研究の特徴は、前二者が雨期における坪内の積水の排水の問題をめぐって議論したのに対し、小規模なクリークの濬治・坪岸の補修（濬築）における労働力

編成を問題としたことにある。氏によれば、宋から明中期までの濬築においては、「一個の坪での協同作業・慣行が存在しておらず、それぞれ坪岸に接する田土の所有者が各自その箇所の修築を行」なう「田頭制」の慣行に依拠し、この慣行は「郷居地主の存在、彼等の水利用益掌握に基礎を置」くものであった。そして、明代の水利機能の維持は、幹河の濬治の労働力がしばしば里甲を単位に徭役労働を以て充当され、その督率に糧長・里長が当たるのが恒例であり、また枝河・坪岸の濬築や水利の係争の調解は里老人の責務と規定された。点からすれば、里甲制は農民家族の再生産を保障する共同体的機能を有しており、また坪では特に地縁性は成立しておらず、「里」においてこそ人間（農民）の社会集団が成立しているといい、里甲制下の「里」を「一つの『村落共同体』」と推定する。里甲制に関する氏の把握のなかで注目されるのは、明朝が糧長・里長・里老人に充當された「郷居地主層の農民・農村支配に依存して収奪と支配を維持するとともに、郷居地主層の支配もまた里甲・里老人制に依拠して一種の経済外的支配が貫徹されるという、相互補完的関係があつた」

と述べるようすに、國家と郷居地主層との相互依存關係を主張した点である。氏が郷居地主層の國家權力への依存を一方で主張するのは、小山氏と同じく「村落における『共同体的機能』を在地において自己完結的に形成し得ない弱さ」を認識していることによる。

川勝守氏は、江南のみでなく、その他の華中・華南及び華北の地域も視野に入れて里甲制を総合的に把握する試みを行なつており、貴重な指摘が少なくないが、これまでの議論に即して言えば、里甲制が「在來の村落關係、地縁的關係によつて編成され」おり、「一つの共同体、もしくは共同体的機能を有する」という立場に立ちつつ、水利等における共同体的機能が「里」やその下の「小集落」では完結せず、排水作業、土木工事等の「高次の協力關係」が必要とされる場合に、糧長の管轄区域のレベルにおける「高次の共同体」が構成されたという角度から考察を行なうものである。⁽¹⁹⁾また、濱島氏との間には、郷居地主による優先的水利權の掌握の如何をめぐつて論争が展開されている。⁽²⁰⁾

一、森正夫氏の研究

以上紹介してきたように、六〇年代から八〇年代にかけての里甲制研究では、小山氏の見解を軸として、里甲組織の編成原理、里甲制の共同体的機能と在來の農村の社會關係との関連などについて様々な角度からの検討がなされた。これらの諸研究は、小山氏と鶴見氏との論争、あるいは濱島・川勝両氏の論争に示されるように、共通の結論に到達したとは言えず、とくに在來の社會關係に対する國家權力の関与の方については大きく意見が分かれるが、いくつかの論議を経て、里甲制の構造に対する理解が深められたことは疑いない。他方、森正夫氏もまた、六〇年の研究開始以来明初の里甲制下の農村社會に関する考察を行なつてきたが、氏の研究の方向は、上掲の諸研究とはや角度が異なつており、かつて北村敬直氏が問題とした江南（森氏においては浙西地域）を指す。以下においても同様の官田の存在に注目している。江南デルタ六府（蘇州・松江・嘉興・湖州・常州・鎮江）の全登録田土面積のうち、官田は四五・〇二%に達し、民田の五四・九七%と拮抗し、なかでも蘇州、松江両府では、それぞれ六二・九八%、八四・五二%という驚くべき割合を示す。また官田から徵收される秋糧（官糧）は、蘇州の全秋糧中の九五・四七%，同じく松江は九四・一六%の多きに達する。

蘇州・松江両府の秋糧額は合計で全国統計の一五・六一%を占めるから、明王朝の税糧収入に占める位置は非常に大きいものであつたとされる。つまり、江南の官田、官田税糧が同地域の土地面積や国家の税糧収入に占める割合は非常に高いことが確認される。氏はかかる官田の存在の重要性に着目しつつ、江南の土地所有・農業經營と国家の政策との関係の把握につとめてきたのである。上掲の諸研究もまた、森氏の研究成果に依拠しつつ、官田に目を向けてはいるが、それぞれの見解のなかで官田の問題を取り入れているとはいえないなかつたように思われる。その重要な理由は、北村氏が自説を撤回した理由として挙げているように、結局、国家により設置された官田も、実質的には私的所有と同じく、地主佃戸関係を中心とする生産関係に依拠しており、また官田の設置は在来の土地所有と農業經營のあり方に根本的変動を与えたなかつたとみなされたこと、また官田税糧を納入する戸（納糧戸）も他の私的所有者と同じく同一の里甲組織に組み込まれ、独自の管理機構をもたなかつたことなどの点にあると考えられる。

しかし、六〇年代における一連の関連論文の発表後、ほぼ七〇年代における中斷期を経て、八〇年代に入つてから官田か

つ、明朝による官田設置と元代以来の土地所有と農業經營の構造との関係、国家と農民の再生産維持との関係を分析することにより、従来の里甲制研究に対して大きな認識の変更を迫つてゐるようと思われる。以下、二つの方向から氏の研究を紹介してみたい。

森氏の研究の成果の第一は、明初里甲制下における土地所有と農業經營の実態を総合的に明かにした点である。すでに紹介したように、七〇年前後に整理された通説的見解（前掲鶴見氏の研究に代表される）において、元代以来の大土地所有者（在地地主の租佃関係を中心とする所有関係と農業經營のあり方の存続が確認されたが、この段階においてはなお、江南の土地所有関係の実態が十分に明らかにされたとは言い難かった。森氏は明朝国家による官田形成過程と官田の納糧戸の經營内容を分析することによりこの問題の解決を図つてい

る。

官田は、宋・元両王朝から継承した官田、特定の個人所有の土地を没収して国有化した官田（籍没田）、元末の反乱のなかで所有者不明となつた土地を収容して国有化した官田か

ら形成される。氏はこのうちの籍没田の考察を通じて、明代江南官田形成の固有の意義を明らかにしようとする。元代から明初にかけては、大家富民、豪民巨室等などの一連の呼称をもつ経済的・社会的支配層¹⁾・富民層が大規模な土地集積を行なつていたが、明朝は、洪武元年前後から、中期・後期にかけて、張士誠政権と元朝の打倒、皇帝への権力集中を可能にするための国家機構の整備、朱氏による皇帝位の安定的確保を目指して引き起こされた政治上の一連の事件すなわち政治的要請を契機として、更には富民層の要の位置にある糧長の、税糧の徵収・輸送、作物被害の調査などの職務にともなう経済的不正行為また富民層一般の経済的不正行為等を契機として、この階層に籍没を課して、その土地を国家に没収した（官田化）。この結果、富民層の大規模な土地集積は実質的に大きな打撃を蒙り、籍没の対象となつた富民層と小經營農民との間に結ばれていた生産関係は断ち切られ、從来富民層の佃戸として私租を納入していた多くの小經營農民は籍没田¹⁾新しい官田¹⁾の税糧の納糧戸として里甲制に組み込まれ、國家と直接的関係を結ぶようになり、ここに自ら農業經營に従事し、自ら実質的に土地を所有し、国家に税糧を納入する「自作農」が形成された。「一種の特異な形態における自作農育成政策」である。氏は、このようないい官田（籍没田）の形成について、それが元代以来の地主佃戸関係のなかで蓄積されてきた経済的・社会的矛盾とりわけ土地所有の不均衡を是正するものであり、「在來の大土地所有の一定の変革」という意味をもつとする。

こうして、元代に官田の官租（官糧）の納入者として多数を占め、貧難佃戸と称された者に加えて、大土地所有者の旧佃戸が転化した者もまた、官田の納糧戸となつたが、彼らは、ともに「自ら官田を耕作し、かつ自らの責任において官田税糧を納入する小經營農民層」¹⁾・「自作農」であり、納糧戸の分厚い底辊をなしていったが、これら小經營農民層のみが官田を耕種・納糧していたのではない。つまりこうである。氏はまず官田における一畝当たりの重い税糧のために農民による余剰の蓄積が困難であり、そのことが農民層分解を促進したといふ従来の見解を念頭に置いて、官田の毎畝徵収額を検討しその結果、官田税糧の一畝当たりの徵収額が民田の十倍近くに達するほどはるかに高いが、収穫の五〇%前後とされる私租を大きく下回り、私租の額の五〇%以下という低い水準にあつたことを明かにする。また、官田をその内部に取り入れた農業經營の継続を支えたのは、この毎畝徵収額の水準とともに、

納糧戸に対して里甲正役は義務づけたものの、雜役労働はこれを免除乃至輕減した国家の政策、及び官田の主要部分が国都南京の周辺に置かれたことによる官田糧の輸送距離の近さーしたがつて輸送にともなう労働力と財貨の負担の低さーといった条件であり、これらを総合すれば、官田税糧を納入する農民の經營は安定していたと結論する。そして、この点にもとづきつつ、官田税糧の毎畝徵收額の対収穫高比率と毎畝的一般私租額の対収穫高比率を比較して、民田所有者が官田を地主的經營に取り入れる可能性が高かつたことを割り出したうえで、地主の經營のあり方を分析し、民田のみならず官田をも自らの名義の下に登録し、官田税糧を納入する地主層の存在を指摘する。

以上の検討にもとづき、氏は、土地所有と農業經營の次のような変化を指摘する。すなわち、籍没と官田設置の結果、大土地所有が占める比重の劇的な低下とともに自作農の創出という現象がもたらされるが、その一方で、残存した一部の大土地所有者を頂点に、「中小規模の地主層」にいたる地主層が存在した。地主層の中には「佃戸の經營に依拠して、収租により、その土地所有を実現する者」の他、「自らも奴僕・雇工などの他人労働を使用して經營に從事するこ

とにより、その土地所有を実現する者」、「佃戸への出租と自家經營とを併用する者」が存在したが、「大量の民田税糧を納入していた大土地所有者としての在来の富民型地主層」よりも、「一一〇畝ほどの官田をその戸下に置くような「自家經營の手作地主の比重が高まっていた」。また地主佃戸関係の普及は確認されるところであるが、すべての戸が「何らかの程度の土地を所有していた」という。したがつて、江南デルタにおける階層構成は、「官田政策の実施後、大土地所有を一方の極とする租佃關係を中心とするそれから、自家經營部分の比重を高めた地主層と自作農、自小作農を中心とするものへと変質したことになる。

このような階層構成は一五世紀に入つても基本的には維持される。一五世紀前半、官田体制は、後述する要因により危機に直面し、改革が行なわれるが、当時の江南農村社会は、官田税糧の比重が高く、民田税糧の比重が低いという固有の税糧徵收のあり方をなかだらとして、国家—納糧戸の関係が一つの体制として存在し、農村社会のほとんどすべての構成員を網羅していた。すなわち、納糧戸には大戸・糧長・里長等（地主層）と小民・小戸等（小經營農民を大宗として、手作地主も含む）との区別があり、両者の間には地主佃戸関係

の網の目がめぐらされていたが、後者の小民もまた、何らかの程度の土地を所有することにより、官田・民田の税糧を納入しており、國家へ納糧戸関係の下にあつたとみなされる。そのなかで、官田・民田税糧を納入する納糧戸であると同時に地主としての大戸に私租を納入する佃戸という事態もある。つまり、この時期にあっても、江南の階層構成は、小經營農民と地主層を主要な内容とするのである。ただし、地主層には新たな変化の兆候が現われていた。「農村に居住し、自らの土地と他人の労働力を結合させて、農業經營にも直接関与」する「糧長をはじめとする糧里・大戸層が、小民層に属していた土地と小民層の家族労働力を非合法に集積」するという「富の本格的な集積」の傾向が一つであり、いま一つは、都市部に居住する「社会的勢力のある大土地所有者や官僚層」等が台頭してきたことであり、彼らは前者と異なり「寄生的」である。両者はともに元末までに形成されたいた富民層の没落の時点から出発して富を形成しつつある新しい地主層であるとされる。

定量的分析と大量の史料の操作を併用して獲得された森氏の実証成果は、従来の通説的見解において主張された地主戸・戸関係の普及を否定するものではなく、また他人労働に依拠

する大土地所有が籍没後も残存したことが確認される。更に、一五世紀前半に見出される農村の糧里・大戸層や都市の寄生的な地主層の新たな台頭の局面のなかには、大土地所有が存続するといった点のみを強調するのは、氏の本意に反するであろう。むしろ重要なのは、明朝権力の介入のもと、江南の土地所有と農業經營のあり方が明らかに、自作農・自小作農・小經營農民及び手作地主の比重を高めた中小地主層を中心とするあり方へと変化したことが精密な論証により明らかにされたことである。したがって、江南における里甲制の中核とするあり方へと変化したこと、この点をまず確認しておかねばならない。そのうえで問わねばならないのは、国家の介入によりもたらされた土地所有と農業經營の変化を宋代以降の歴史のなかにどのように位置づけるのかとなる問題である。

この問題については、森著書を書評した伊藤正彦氏がすでに指摘しているように、近來の小農經營に関する研究（足立啓二、宮沢知之等諸氏）によって解決の糸口が与えられていくに見える。改めて確認しておきたい。⁽²¹⁾ ①宋代における

農業の集約化は、浙東の河谷平野・支谷・扇状地において最も先進的であり、ここでの經營は、中産・自作農層を中心とする小經營によって担われる。從来先進地域とみなされた浙西（江南）の太湖周辺デルタの水稻作農業は通説に反して粗放な水準であり、その社会構成は、全田土の七一八割以上に達する数量を占める少数の大土地所有と大多数の自小作農から成り、中産・自作農を欠如していることを特徴とする。

②宋代から明末清初にかけては、粗放な農業水準のデルタ部が、周辺の支谷平野部を追い抜いて、大量な肥料と入念な中耕除草を施して良質な米を栽培する地帯へと変化していく過程であり、かかる集約的な技術を基礎とする小規模經營安定化の過程で、粗放な農業水準にあつた浙西デルタに展開したような粗野な開發地の地主制や、地主による直接的生産関係への関与を伴う地主制は次第に克服されていった。足立氏は、森氏の明らかにした浙西における大量の官田設置及び里甲体制への農民の編成は、浙東型の農業經營への変容の過程の「政治的表現」ではないかと推測している。この研究成果においては、南宋末から明中期までの時代に関する考察がなされ、理論的言及の段階にとどまっているが、明前半期の江南（浙西）について森氏が明らかにした土地所有と農業經營のあり

方が決して一時的・局地的なものではないことを示唆する。手作地主層と自作農・自小作農といった社会構成は、宋代以降最先進の農業技術を獲得した浙東地域のそれに近い。國家主導のもとに先進型の經營形態へと移行していくと推測することも可能であろう。

さて、森氏の研究の第二の特色は、官田体制の樹立を検討するなかで、小經營農民の再生産の保障という問題にも切り込んでいる点である。森氏は大雜把に言えば、小經營農民の再生産の維持にとって国家権力による関与が不可欠であると認識しているが、その内容は次のようなものである。まず、一五世紀前半の改革について言えばこうである。官田・民田の土地を所有する江南の構成員の全てを網羅する官田体制の危機は、納糧戸の里甲組織からの大量の逃亡と莫大な未納税糧の蓄積という現象として立ち現われたが、かかる危機の外在的契機は、一五世紀初頭における南京から北京への遷都と北辺防衛上の必要から、官田税糧が圧倒的な比重を占める税糧の輸送距離が飛躍的に長大化し、そのための運輸労働と関連諸経費が激増したことにより、この契機が納糧戸相互間の矛盾を激化させた。つまり、糧里・大戸層と都市部の富民、縉紳大族が運輸の実務及び付加負担の急増及び商品經濟の發

展に支えられる積極的な富への志向を契機として、小經營農民を中心とする小民層から過剩徵収、中間搾取を行い、あるいは非合法に経済的基盤を拡大するなど、彼らの生活を圧迫した。この二つの契機によつて惹起された危機を克服するための一連の改革は、宣徳五十九年（一四三〇—三四）の時期、南直隸巡撫の周忱等を直接の担い手として実施されたが、改革の第一の目的は、その多くが官田の重額部分を保持する小經營農民である小民層の生計維持の条件の確保にあつた。一連の政策中、官田の每畝の公定稅糧徵収額の削減令、重租官田と下戸を対象として銀・布による代納を指定した折徵例、下戸・中戸に無利子の糧食を貸与する済農倉の設置などは、小民層の經營維持にとって直接的に大きな役割をはたした。またこの改革では、大戸と小民との矛盾への対応がなされ、在来の一切の付加諸負担を包括する加耗の定率化、水次倉の設立、綜核田糧制などによる稅糧徵収をめぐる糧長の中間搾取と大戸層負担部分の小民層への転嫁に対する規制が行なわれた。このように改革の主目的は、小民層（小經營農民及び手作地主）の經營改善にあつたが、同時に、毎畝公定徵収額の削減、輸送負担の生の労働から物納への転換、定率加耗の採用などは、客観的には、不正行為等を規制された大戸層に

よる大規模な地主的土地位所有とくに地主佃戸関係の展開にとても有利な内容をもつたという。

以上の森氏の考察からうかがわれるには、国家が二つの側面から、小經營農民の再生産の維持の条件の整備につとめていることである。つまり、第一は、国家が官田を經營に組み込んだ納糧戸に対して、稅糧・徭役の收取にかかる側面から様々な配慮を行なうものであり、済農倉のように、直接的に糧食の貸与を行なう場合もあつた。第二には、国家が小經營農民に対する地主層の収奪を規制し、それにより彼らの經營の存続を図るものである。とくに注目されるのは、糧長等の不正行為を防止する政策のなかに里甲制の一種の再編成ともいうべき綜核田糧制の実施が含まれた点であり、在来の里長・甲首の制の改変が行なわれるとともに、永充糧長の農民に対する直接的接触が制限されようとしているという。糧長等に対する規制の措置は在来の里甲制度の改革にまで及んでいるのである。

かかる二つの側面からの関与のあり方はすでに洪武年間において行なわれていたとみることができる。官田の創設期、明朝は、前述のように、官田の一畝当りの徵収額を私租に比べて低い水準に抑え、かつ雜役労働を免除乃至軽減すること

により小經營農民の經營を安定的なものとしていたし、また

ない要素であろう。⁽²²⁾

税糧の徵収・輸送や作物被害の調査など、糧長の職務の遂行

にともなう不正行為、税糧の納入・徭役の負担回避を目的とする富民層（糧長の選出母体）による不正行為は、ともに小民を圧迫するものとして、籍没の理由とされた。

明朝国家の政策にみられる以上の二つの側面は、森氏自身が述べているように、それらがすべて小經營農民にのみ經營の維持を保障するものであつたといえない。官田税糧の徵収率と雜役労働の免除乃至輕減は、地主層による官田經營を促進する条件となつてゐるし、また一五世紀の政策のうち、徵収額の削減、輸送負担の生の労働から物納への転換等は大戸層にとつても有利な条件であったとされる。しかし、国家が第一義的に小經營農民乃至手作地主の再生産維持の条件の確保につとめ、また彼らの側からみれば、そうした国家の政策を前提としてはじめて經營の維持が可能となつたことを疑い

ないであろう。森氏の分析は、前掲の諸研究が重視してきた水利等における共同体的機能の問題に直接言及するものではないが、国家が小經營農民の再生産維持の上で最も基礎的な条件をつくりだしていることを明らかにしたことは、かかる共同体的機能の問題を考えるうえでも充分考慮されねばならぬ。

結びに代えて

小論で紹介してきた森氏の研究の意義を改めて確認しておきたい。第一に、里甲制下の農村社会における土地所有と農業經營のあり方については、從来充分に明らかにされたとは言えず、とくに官田政策が在來の土地所有関係に与えた影響は、北村敬直氏の旧説を除いてほとんど顧慮されてこなかつた。森氏は籍没を中心とする官田形成過程を考察することにより、それが元末までに形成されていた富民層の大土地所有に重大な打撃を与える、江南（浙西）の階層構成が自家經營部分の比重を高めた地主層、小經營農民（自作農・自小作農）を中心とするあり方を基本とするようになつたことを解明している。

第二に、従来、里甲制下の農民の再生産維持の問題は、水利等における共同体機能の問題を中心として議論されてきたが、森氏はこれらとは異なる角度から国家が小經營農民の再生産維持のうえではたした役割を明らかにしている。すなわち、洪武年間の官田形成期、また一五世紀前半の改革を通じ

て、明朝国家が、官田を經營に組み込んだ納糧戸とりわけ小經營農民に対し、税糧・徭役の收取に関する側面と糧長等の地主層の取扱を規制する側面を中心として、彼らの再生産維持の諸条件を整備する政策をとつたことである。

このように大土地所有を削減しつつ、小經營農民の育成とその再生産の維持を重視した明朝という中央集権國家の歴史的性格をどのように把握するのかは今後の重大な研究課題として残されるであろうが、当面注意しておきたいのは、当該の国家が樹立した里甲制の構造的特質 자체を明らかにするうえでも、森氏の研究成果が重要な論点を提供している点である。

(1) 粮長と「里」との関係について。従来の糧長に関する見解を振り返ってみると、小山正明氏と鶴見尚弘氏等との間には、里甲制下の共同体的機能が国家により編成されたものであるのか、それとも在來の地主層を中心とする共同体規制の掌握とそれにもとづく在地支配の存立を基礎とするものであるかという点で決定的な相違がみられたが、里甲制下において糧長が当該の共同体的機能を主要に担うことにより直接生産者農民の再生産維持に大きな役割を果たし、それを通じて農民に支配力を及ぼしたと見ていく点では共通している

ように思われる。また糧長が税糧の徵収・運搬のみならず、水利等の勧農を掌握し、更に郷村で裁判権等をも行使していくことも、小山氏以来主張されてきた点である。しかし、森氏によつて発掘された糧長層の実態には、彼らが職務に借りた中間搾取等により小經營農民の生産・生活を圧迫し、没落に追い込んでいく側面が顕著である。その背景には糧長層に課せられた負担の重さが存在するのであろうが、それにしても糧長層と小經營農民との間のかかる緊張関係を見過ごすることはできないし、明朝自身も、洪武年間には籍沒という苛酷な処分を、また一五世紀の改革においては、中間搾取等の規制、農民に対する糧長の直接的接触の制限などの措置を行なっている。このような側面に注目すると、明朝国家が、はたして、糧長による水利等の勧農の掌握、あるいは裁判権の行使を公的に承認し、区という領域に属する「里」の構成員の生産・生活を保障する役割を本来的に付与していたのかどうかについて再度検討する必要があるようと思われる。確かに糧長が税糧の徵収・運搬のみならず、特に一五世紀以降、水利機構の維持や郷村での裁判等に關わる局面で事実上重要な役割を演じていることはこれまでの研究で紹介された史料によつても確認されるが、少なくとも洪武年間、国家が公的に勧農

の権限、裁判権を付与したのは里老人であり、糧長ではない。このことの意味をもう一度里甲制全体の枠組みのなかで考え直し、「里」と糧長との関係を再考すべきではないかと考える。

(2) 「里」制の構造について。里甲制の基礎単位である「里」について、小山正明氏は本来的には国家が賦・役徴収を目的として人為的に編成した組織であると理解したが、これに対して鶴見尚弘氏はそうした人為的な編成のありかたは國家の主観的意図に属するものであつて、現実には南宋の都保制以来の「自律的共同体的性格」を背景とした地縁性を備えるものであるとみなす。また、濱島敦俊氏も、鶴見氏と同様の立場に立ち、更に進んで「里」を人間の社会集団成立の基本的な場、「村落共同体」として推定した。鶴見・濱島両氏が「里」の地縁的・共同体的性格を主張する際に重視されるのは、里老人のもとでの「里」のあり方を定めた〔教民榜文〕のなかに、「里」の地縁的性格を明示する規定が含まれること、また「里」の構成員の再生産維持にとって不可欠な水利機能の維持が里老人の責務とされていることなどの点にある。小山氏は自己の見解のなかではほとんど里老人制に注視していないが、洪武年間後半、耆宿（洪武二年に廃止）以来の制

度的変遷を経て後に最終的に確立され、全国に一律に施行された里老人制は、里老人が輪番の里長等と協力しつつ、「里」内の軽微な裁判、相互扶助、水利等の勧農の維持等、ほぼ全面的に「里」の構成員の生産・生活に関与する内容をもつ。「里」の編成が人為的であるかどうかは別として、少なくとも里老人制の内容からすれば、鶴見・濱島両氏が着目したように、里老人のもとでの「里」が地縁性、共同性を備えていることは承認されねばならないであろう。

しかし、かかる里老人を指導者とする「里」の制度＝里老人制の構造的側面をどのように理解するのかという点については、現在のところ、なお共通の理解に達したとは言い難い。まず鶴見・濱島両氏の見解を確認してみよう。すでに古島・小山両氏以来の研究成果が解明しているように、「里」は、かつて松本善海氏によつて想定されたような自作農という単一の階層を基盤とするものではなく、その編成原理からすれば、「経済的内容の不均等性」を前提とし、重層的階層差をもち、また事実上その階層差は地主層以下の所有関係を反映している。小論で紹介した森正夫氏の研究においても、小経営農民、手作地主を中心として、多様な階層が国家の納糧戸を構成していたことが明らかにされている。このように「里」

の構成員が単一の階層ではなく、地主層以下の多様な階層から構成されている点を踏まえて、鶴見氏等は「里」の指導者として設定された里老人についても、糧長・里長等と同じく地主層をその出身母体とする存在であるとみなす。つまり、在地の共同体規制を掌握した地主層の権力が里甲制下において存続する以上、里老人も事实上地主層から充当され、里老人＝地主層のもとに、水利等勧農を始めとする構成員の生産・生活の維持が図られたと考えられたのである。⁽²³⁾このような観点からの里老人制の理解は、農村社会の現実の階層構成や共同体機能の問題を踏まえたものとして、明清史研究者の間で一定の支持を得てきたといえよう。

これに對して、いま一つの見解は、里老人制の形成過程やその内容自体に焦点を当たた研究から提出されているものである。関連の研究は多数にのぼるので、最近の研究のみを取り上げてみよう。細野浩一氏は耆宿制から里老人制までの形成過程と成立年代等について詳細に論じているが、その主張のポイントは、耆宿制が地方官監察の機能を与えられ、地方官僚機構の腐敗を是正して、地方官治を補完する機構として設置されたこと、里老人制（里老人は「衆人」によって推舉される）においても、地方官監察の役割をもつとともに、

「郷村自治」を保証された同制度が皇帝権力に直結するものであり、皇帝独裁体制の補完機構として位置づけられることなどの点にある。⁽²⁴⁾また、前迫勝明氏は耆宿について、その「郷村社会の民衆の代表者」としての性格、腐敗堕落する地方官に対する監察の役割、不完全ながらも裁判権を認められていたこと、また「郷村社会の自治機能」が耆宿制から里老人制へと継承されたことなどを明らかにする。⁽²⁵⁾これらの里老人制乃至その前身の諸制度（耆宿など）自体を対象とする研究が指摘するのは、皇帝と耆宿・里老人との直接的関係、耆宿・里老人制の「自治」「共同」的性格、「民衆」・「衆人」の指導者としての耆宿・里老人の性格などである。⁽²⁶⁾これを社会関係という側面で整理するならば、諸研究は、地主層以下の階層関係ではなく、構成員（「民衆」・「衆人」）相互の間の対等な関係を見出し、耆宿・里老人もそうした対等関係を前提とした彼らの指導者として設定しているように思われる。このことは、里老人制の内容を規定した『教民榜文』によつても確認される。つまり、賦・役徵収の原理とは異なり、構成員相互間に階層差が設定されておらず、また里老人も所有の多寡が問題とされたのではなく、「平日公直」「徳行・見識」といった人格性を基準として構成員により自主的に選

出され、その人格性を抛り所として他の構成員を指導する存在として規定されている。そこには、対等関係を基礎として、里老人が一般構成員（民）を指導する「里」の社会関係のあり方が語られているのである。

両者の所説の相違点は次のような観点のちがいから生じているのではないかと思われる。すなわち、後者の研究が制度的内容の分析を通じて上掲の見解を導いているのに対しして、前者の所説では、例えば、濱島氏が細野浩一氏の見解を批判したなかで、「制度史的規定、ないしは抽象的政策意図は、現在の農村社会に如何に連関していたかが問われて初めて意味を持つ」と述べるように、むしろ重視されるのは、制度と農村社会の現実との関係であり、とりわけ農村社会の側の現実が決定的に重視される。里老人制で言えば、「教民榜文」に記された社会関係、里老人の要件は国家の主観的な當為に過ぎず、同書の内容から窺われる地縁性・共同性の基底には事実上在来の地主層を中心とする階層関係、共同体的機能が存在すると理解されているように思われる。確かに細野氏ら後者の所説においては、戦後の里甲制研究のなかで重視された農村社会の階層構成、共同体的機能の問題はほとんど考慮されておらず、今後の重要な課題として残されるで

あろうが、反面、前者の見解についても、はたして国家により規定された制度の内容を単なる主觀的な當為として処理することができるかどうか疑問が残るようと思われる。

ところで改めて注意を喚起しなければならないのは、森正夫氏の研究の持つ重みである。氏は、國家の介入による大土地所有の削減、自作農の育成など元末以来の土地所有関係の改変、小經營農民（「里」の構成員）の再生産維持の諸条件の整備、あるいは一五世紀前半における里甲制の改革（総核田糧制）など、要するに国家が小經營農民に至る農村の諸階層の生産・生活のレベルにまで関与していくことを明らかにしている。このように強力な国家権力を発動した明朝が、耆宿制以来の比較的長い試行の段階を経て確定し、全国に向けて公布した当該の制度の内容を単なる国家の當為、理念としてのみ片づけることができるであろうか。このように考へると、里老人制の制度的内容も、これを現実に機能しうるものとして制定され、かつ実際に施行されたものと理解する観点から改めて検討するべきであるように思われる。そして、里老人制が現実に機能しうる内容をもつていたとするならば、そのなかに込められた国家の特定の意図——例えば皇帝との直接的関係、地方官の監察など——は別として、指導者の要件、社会

関係、それらはまた社会の現実に立脚するものとして理解する観点も必要とされるようと思ふ。

森氏の研究は直接的には明朝国家の官田政策を主軸として考察されたものであるが、以上において確認してきたように、糧長と「里」との関係、「里」制（里老人制）の構造など要するに里甲制に対する従来の評価の再検討を促す内容をもつてゐるといつてよいであろう。換言すれば、森氏は、官田政策施行にともなう農村社会に対する国家の介入・関与の実態を実証的に示すことにより、従来必ずしも充分に国家の介入の実態を視野に收めてこなかった研究のあり方に再考をを求め、國家が里甲制を媒介として意図した支配政策を再度検討することを迫つていると考えられるのである。ここに、里甲制研究の現状を整理した小論であえて同氏の研究を大きく取り上げた理由があつた。

さて、森氏の研究成果を踏まえつつ、里甲制総体を改めて見直そうとする際にとりわけ重要な課題となるのは、上掲二つの問題のうち、「里」制つまり里老人制の問題である。里老人制は、里甲制の基礎単位である「里」の組織維持の方を規定した唯一の制度であり、その考察を通じて、明朝国家の支配政策の本質が解明されると考えられるのである。

すでに指摘したように、里老人制の特質を解明するには、この制度の内容を単なる国家の主観的な當為とみなすのではなく、現実にも機能しうるものとして理解する観点が必要とされると考えるが、その場合にもいくつかの検討すべき課題がある。第一に、前掲の諸研究においても、同制度の内容を規定した『教民榜文』を総合的に解析する作業は行なわれておらず、したがつて同書の総合的な分析により、里老人制という制度の全体像を明かにし、その作業を通じて、国家が「里」を基盤としていかなる秩序を形成しようとしていたのかを浮かび上がらせる試みが要請される。第二に、地主層の政治思想との関係を追究することである。鶴見・濱島両氏が強く認識していたように、国家の制度と農村社会の実態との関係は当然考慮されねばならないが、両氏により提出された農村社会の実態と制度の内容との間には大きな隔たりがあるようと思われる。両者を相即的に把握するには、国家の側から提示された「里」秩序形成の原理を解析するとともに、他方農村社会の生産・生活の過程で重要な役割を演じていたとされる地主層の側がそもそも農村（乃至地域）の秩序維持についていかなる政治思想を持っていたのかを考察する必要もあるのではないかだろうか。里老人制と地主層の政治思想、この両者

の関係を比較検討することにより、里老人制で意図される國家の政策がより明確に浮かび上るようになる。

これまでの研究のなかで、後者の視角から言及しているのは、濱島敦俊氏である。氏は、一つの仮説として、「里甲・里老人制の思想的・理念的原基形態に浙東地主（徽州等の地主をも含めてよいであろう）の農村・農民支配を想定」する。すなわち、元末の浙東では、浙東地主（＝耆老）の指導下に郷村での諸問題を解決するべきであるという理念・思想が存在すること、また同じく「郷飲酒礼」、「宗祠の祭祀」等が浙東で行なわれていること、これらの点からすれば、『教民榜文』（洪武三年—一三九八年）制定に至って集大成される「郷村統治策」（里老人制）と明朝国家が定めた「郷飲酒礼」（しかもその作成者は浙東出身の礼部主事宋濂と推定される）の基底には、元末以来の浙東地主の「農村・農民支配の理念」が表現されているとみるのである。里老人制と地主層の政治思想との関係を問題にする視角は前掲の関連諸研究には欠如しているところであり、注目される。筆者も氏の着眼点に学びつつ、この問題について若干の私見を述べてみたい。

明朝国家は宋代に確立された儒教とともに朱子学を重視し、

儒教思想に基づく国家体制の樹立を志向したとするが、言うまでもなくかかる儒教思想（宋学）の体系化は、科挙官僚制度のもとで生み出された士大夫という知識人つまり科挙を通じて任用された官僚を頂点として、科挙合格者層、更に同制度を志向する一般の儒者までを含む儒教的教養の保持者を主体として進められたものである。⁽³⁰⁾一時期を除いて科挙による任用の制度が施行されなかつた元朝の江南においても、所有主体である地主層を中心として儒教の伝統は維持されたが、なかでも朱子学の正統を自認する浙東の金華学派には独自の伝統があつたとされる。⁽³¹⁾濱島氏が注目したように、儒教的規範（礼）をもとに作成された「里」秩序の構想が朱元璋政権の成立に大きく寄与した浙東の地主層に継承された儒教思想を基礎としたであろうことは充分に想定されるところである。明朝国家の礼制の基本を制定したとされる宋濂は、当時の金華学派の指導的存在でもあつた。

ところで、明朝政権と江南地主との関係については、官田政策を中心として考察した前掲の森氏の研究や濱島氏の研究の他、政治史の側面から体系的に把握した檀上寛氏の一連の業績がある。氏の研究のポイントを要言すれば、江南地方の富民・地主層は明朝政権に官僚として人材を送りだし、その

結果初期の明朝政権は南人政権化したが、全国的な統一政権への飛躍を目指す明朝権力は、一連の疑獄事件を通じて江南出身の官僚を弾圧するとともに、在郷の富民・地主層に対しても弾圧を行つたというものである。⁽³²⁾ この弾圧の過程で、國家の礼制確立に大きな寄与をなした宋濂も、洪武二十三年（一三九〇）、孫の慎の事件に連座して四川に流刑されている。

また、小林一美氏は、最近、森・檀上両氏により明らかにされた江南の地主に対する弾圧に着目しつつ、「農民的平均主義」から「中華帝国の政治的、軍事的、経済的平均化」という「帝国型平均主義」への朱元璋の思想の転化そして「人と物資の強制的平均化」が弾圧等の政策に結実したことを見出している。⁽³³⁾ これらの研究の中には、明朝政権の確立とともに中央集権国家と江南地主との間の矛盾が鮮明に描き出されているが、このことは、士大夫・地主、国家それぞれの立場から提示される地域の秩序形成の原理の中にも表現されているのではないかだろうか。現在のところ、明朝の「里」制に対応する士大夫・地主側の地域に関する体系的な秩序原理として発掘されているのは、宋学のなかで生み出された「鄉約」のみである。かつて筆者は旧稿⁽³⁵⁾において「鄉約」の理念を検討し、そのなかで、里老人制との比較を試みたことがある

るが、この問題は上掲の諸研究で掘り起された明朝と江南地主との間の緊張関係とも密接に関連していると思われる。里老人制の特質を明らかにするために、旧稿を踏まえて今一度この問題に関する筆者の見解を確認しておきたい。

旧稿二篇の論文で共通して問題としたのは、明代中期以降、地方官・郷紳により全国各地で個別に挙行された郷約保甲制度に對して、むしろこれを挙行した官僚層（士大夫）の政治的・思想的立場を踏まえて再考察するべきではないかという点にあつた。かかる視点にもとづき、第一論文では、明代に作成された同制度に関するプランのなかでも最も体系的な内容を具える黄佐（広州の人）の『泰泉郷礼』（嘉靖一〇年—一五三一年前後に成立）を考察の対象とした。黄佐は同書のなかで、宋代以降の士大夫の政治理念である「修身・齊家・治国・平天下」のなかに、郷約保甲を含む「郷礼」の理念を位置づける。その中核的思想は、郷里の士大夫（郷紳）が「修身・齊家」について、その郷里（「郷」）にまで儒教的社会規範としての礼を普及し、礼によつて民の一身及びその家族を規制しようとする点にあつた。このように「郷礼」が集権国家の一方的な指示を前提とするものではなく、士大夫

による主導を重視するものであることを指摘した後、第二論

文において、「郷札」構想中の「郷約」の理念と、黄佐のそれも含めて明代の郷約保甲制の多くが撻り所とした宋代の「郷約」（呂氏と朱子のそれ）とを比較検討し、士大夫の郷里社会を対象とする秩序維持構想である「郷約」が「修身・齊家」につづく理念（「化郷」）として位置づけられることを確認するとともに、「郷約」の対象とされた「郷人」が郷里の官僚・科挙合格者層（郷官・士人層）とそれ以外の民とに類別されること、またその最大の特徴が官僚・科挙合格者層を包摂した自律的な秩序を設定している点にあることを明らかにした。そして、最後に、以上のような「郷約」の理念と里老人のもとでの「里」の秩序との比較を試みた。すなわち、第一に、細野浩二氏等の研究からすれば、明朝国家が里老人に國家の地方行政を補佐する役割を与える、里老人を媒介として「里」の秩序を掌握する政策をとったと考えられることと、第二には、「郷約」と異なり、郷里の官僚層（郷官）を里老人制の適用の対象から除外していたとみなされることであります。この二点にもとづき、郷官・士人層を包摂した自律的な秩序の設定を強調する「郷約」の理念は、郷官の存在を排除しつつ、里老人制を通じて地域を支配する国家の統治政策

に抵触する性格のものであるという見通しを述べた。

筆者の見解に対しても、「郷約」と里老人制との比較の部分について、岩見宏・濱島敦俊・檀上寛の三氏から意見が寄せられた。⁽³⁶⁾ その一つは、史料の解釈についてである。当該史料は、『太祖憲錄』洪武十二年八月辛巳の条に掲載された致仕した官僚と郷里との関係に関する規定（以下史料Aという）である。筆者は、文中「自今内外官致仕還郷者復其家、終身無所與」とある部分について、「郷里的官僚層（郷官）が郷里社会と日常的に接触することを固く禁じた」とし、洪武帝が官僚層を里老人制の適用から除外したことの一つの例証としたが、これは、文中の「復」の語義を誤解した筆者の初步的な解釈の誤りである。「復す」とは、徭役の免除を意味する。したがって、該当部分の解釈は、「今後、内外官のうち致仕して郷里に戻った者は、その家の徭役を免除して、終身徭役にかかることのないようにさせよ」となるであろう。

この場を借りて、諸氏の貴重な御指摘に謝意を表わしておきたい。

今一つの批判は、「郷約」と里老人制の性格全体に関わるものである。今回史料の誤読を指摘した濱島氏は更に進んで、史料Aのなかに「若筵席則設別席、不許坐於無官者之下」と

いい、「宴席では官僚層を上位の別席に置く」としている点

について、これも「彼らを郷里社会・庶民と分離する政策などでは決してあり得」ず、「それは士大夫を中心にして、『分』を以て秩序付ける、つまり『礼』の世界を郷村に実現しようという政策意図が表現されていると解すべきである」と述べる。⁽³⁸⁾氏が用いる「士大夫」という用語は、氏の論文全体の用法からすれば、筆者が前述した広義の士大夫の範疇に相当しているように思われるが、ここで注意しておかねばならないのは、「士大夫」を単に儒教的教養の保持者としての知識人として理解することはこの場合には必ずしも妥当ではないことである。史料Aはあくまで致仕した官僚身分の保持者のことを問題としており、またそれと対応して提示された「士大夫」という用語も当然かかる官僚層の存在を重視するものであると考えられる。また、筆者が旧稿で問題としたのも、官僚層と郷里との関係であった。したがって、国家が、「士大夫を中心にして」、「『礼』の世界」を「郷村」に実現する政策を明朝がとっていたという場合の「士大夫」も、単なる儒教的教養の保持者としての知識人一般ではなく、当然官僚層を頂点とする知識人なかでも官僚層が意図されないと判断される。この点は、以下の行論においても重要な意

味をもつので、改めて確認しておきたい。

さて、すでに紹介したように、濱島氏は、『教民榜文』制定に至つて集大成される「郷村統治策」＝里老人制の構造について、糧長・里長と同じく里老人もこれを郷居地主層に比定し、里老人・里長＝地主層のもとで農民の再生産維持が保障されたという見解を提出している。この里老人制に関する理解と今回提出された「士大夫」を「中核」とする国家の「郷村」政策との関係をどのように把握されているのかわからぬのが、明朝の「郷村」に対する政策の基本が里老人制（「里」制）にある以上、郷里の官僚層以下の「士大夫」が里老人制の維持にとって不可欠の役割を果たしていたと理解されるであろう。このことは、第二論文で問題とした「郷約」と里老人制との関係にも関わるものである。つまり、筆者は、「郷約」が官僚・科挙合格者層（郷官・士人層）と民の二つの階層をその対象としていたのに対し、里老人制はむしろ前者の官僚層を排除している点に特徴があると考えた。これに対し、濱島氏は後者においても官僚層が「中核」的位置を占めると理解されるのである。このような理解を氏が提示するのは、おそらく第二論文で指摘した「郷約」の理念が里老人制を媒介とした国家の政策にも採用されていると判断さ

れたからだと推測される。確かに前掲史料の誤読は歴然としているが、氏のように、「郷約」と同じく里老人制においても郷里の官僚層が不可欠の「中核」的役割をはたしていたという見解には賛同できない。ここでは「郷約」と里老人制とを包括的に検討する余裕はないので、問題の焦点となつてゐる官僚層と郷里乃至「里」との関係について、旧稿で得た知見をもとに、いくつかの傍証も加えながら、筆者の見解を提示してみよう。

最初に、士大夫・地主において重視された「郷約」において、官僚・科挙合格者層と郷里との関係がどのように描かれているのかを再度紹介しておきたい。第二論文で述べたよう

に、官僚・科挙合格者層と民の二階層を対象とする「郷約」は、郷里の社会関係の維持について次のように規定する。つまり、組織としての郷約では、同上二つの階層から成る「衆」³⁸⁾郷人が自主的に、年齢（齒）の権威と儒教的道徳（徳）を兼備した指導者（約正）を選出し、約正の主宰のもとに定例の集会の場で儒教的社会規範（礼）を習得するとともに、郷人全体の席次を「齒」³⁹⁾年齢の序列によって決定する。「異爵」と表現される高位の官僚身分の保持者を除いて、原則として官僚・科挙合格者層も民と同じく「齒」による社会関係

に従属しなければならなかつた。このように官僚・科挙合格者層もまた民と同じく年齢序列に従属すべきであると規定されたのは、両者がともに対等の立場にもとづき自律的な秩序を形成すべきであるという理念が根底に存在したからだと思われる。換言すれば、本来的には国家の科挙官僚制度に所属し、その存在根拠が当該の国家の制度に求められる限り、たとえその郷里の出身であつても郷里と無縁の存在とみなされる彼らが、郷里の民とともに秩序を形成するには、まずもつて郷里に自己を同化させ、その一員として認められる必要があり、かかる必要から自己を民と同等の立場に置いたと考えられる。

このような「郷約」の理念における官僚・科挙合格者層と郷里との関係は科挙官僚制度のもとでは絶えず問題となるところであつたようと思われる。明中期、『大学衍義補』を著して皇帝に上呈した邱濬は、この問題について次のように述べている。⁽³⁹⁾ 彼が取り上げるのは、『礼記』の△祭義▽に言う「壹命齒于郷里、再命齒于族、三命不齒。族有七十者、弗敢先」という一文とこれに付された李覲（宋の人）の注である。邱濬によれば、「壹命」とは明代の八・九品官、「再命」は同じく六・七品官、「三命」は京官の五品以上の官にそれぞ

れ比定することができる。そのうえで、

『鄉礼之会、有官秩者、一命猶與鄉里論齒、再命惟與宗族論齒、三命雖宗族、亦不論齒。所謂不齒者、李氏所謂異席、是已。蓋有官者與鄉里宗族序会之時、亦隨其齒以序列、但別設席以異之、非謂越席而居於其上也。』

という。「鄉礼の会」においては、「齒」＝年齢による序列によつて席次を定め、官僚身分の保持者もまたその例外ではないが、「再命」つまり六・七品以上の者にして始めて「郷里」と同等に「齒」の序列を論ずることはなくなる。但し、「齒せず」とは、別に席を設けることであつて、年齢による席次を超えて上位に位置することではない、これが大意である。ここにも、官僚身分の保持者は同じ郷里の構成員として年齢序列に服従すべきであるという考え方が示されているであろう。

では、里老人制においては、官僚層と「里」とはいかなる

関係にあるべきものとして規定されているのであらうか。初めに確認しておきたいのは、里老人のもとでの「里」の秩序の形成を意図する『教民榜文』はそもそも表題にも示される

ように民（「郷里人民」とも言う）を対象としていることである。したがつて、『教民榜文』のなかで規定される軽微な裁判、相互扶助、祭祀の挙行、勸農等の機能は、本来、民（地主、自作農等様々な階層を含むところの）が里老人の指導のもとで維持すべきものとして考えなければならない。そのうえで、明朝国家が、濱島氏によって指摘されたように、かかる民の生産・生活全般に関わる秩序形成の方策のなかで官僚層を不可欠の「中核」的存在としてみなしていたかどうかを考える必要がある。同文の全体のなかでこの問題に関連する条項は、社会関係の維持のあり方を規定した「郷飲酒礼」の条（第二二七条）であろう。これによれば、

郷飲酒礼本以序長幼、別賢否、乃厚風俗之良法。已令民間遵行。今在申明、務要依頒降法式行之、長幼序坐、賢否異席。如此日久、豈不人皆向善避惡、風俗淳厚、各為太平之良民。

とあり、人格の「賢否」とともに「長幼」の序が、郷飲酒礼の場での原則であるとされる。同様に洪武一八年（二三八五）洪武帝が頒行した『御製大誥』の「郷飲酒礼第五十八」の条

でも、同礼が「長幼を叙し、賢良を論じ、奸頑を別ち、罪人を異にする」ためのものであり、座次は、「高年有徳者」、「高年淳篤者」を上座として、以下「次を以て齒を序して列なる」と言う。同条に対する邱濬の按語によれば、「長幼」の序は「尚齒」を、また「賢良」を論ずる時は「尚賢」を意味し、この二つの基準によって「奸頑を別ち、罪人を異にする」ことが同礼の意図であるとされる。⁽⁴⁰⁾この「郷飲酒礼」の条に示されるように、「里」秩序もまた、「郷約」と同様に社会関係の基本を年齢序列に求めるが、同時に注目されるのは、「賢」であるか否かにより「席を異にする」というように、「賢」なる者が特別の位置を与えられている点であろう。

「賢」なる者の具体的な内容はここでは述べられていないが、明初においては国家の積極的な人材登用策にもかかわらず、これに応じなかつた少なからざる儒者が民間に存在したとされる。⁽⁴¹⁾あるいはこれら儒者を尊重する政策の現れであるかも知れない。なお、儒者も、広義の士大夫（前述）に含まれるが、国家の制度上では、科挙官僚制度に所属しなければ、民に過ぎない。

いすれにしろ『教民榜文』と『御製大誥』の各「郷飲酒礼」の条に依拠する限り、それは、あくまで民を対象として、

「歯」と「賢」を基準とした社会関係の序列を規定しているのであって、郷里の官僚層を「中核」とするものとは考えられない。その際、「里」の指導者である里老人に「徳行・見識」が要求されていること、「賢」なる者が重視されていることを考慮すると、国家が広義の士大夫のなかに属する儒者を念頭に置き、彼らに「中核」的役割を期待するという事態はありうるであろう。ただ、それは先に確認したように、濱島氏の意図と異なるだけでなく、また筆者が問題としたところからも外れる。

では、史料Aの規定の内容自体から、官僚層を「中核」とする「礼」の世界の実現という国家の政策を導き出すことは可能であろうか。結論的に言えば、それも困難であるように思われる。その理由は次のとおりである。

「郷約」の考察を通じて筆者が得た知見の一つは、当時の士大夫の観念からすれば、郷里社会に安定的な秩序を形成するには、構成員全てが、構成員相互の間に科挙官僚制度に所属するか否かによる身分格差が存在しても、同じ郷里の構成員として対等な立場からともどもに秩序形成に向けて能動的役割を果たすべきであると認識された点にある。それゆえ、「郷約」の集会、邱濬の「郷礼の会」に見られるように、

位の官僚を除き、官僚・科挙合格者層も民と同じく年齢序列に従属すべきであるとされたのである。

これと比較して、史料Aの規定を見ると、郷里に戻った官僚層は「宗族」ならびに「外祖及び妻の家」に対しては「尊卑」の序列によるとされた他、郷里で開催される「筵宴」では、「別席」を設けて「無官の者の下に坐するを許さず」とされ、あるいは「異姓の無官の者」と相見えた場合には、必ずしも「答礼」する必要はなく、一方「庶民」の側は「官礼」をもつて謁見しなければならず、致仕した官僚を「陵侮」した者は律により処断されるという。⁽⁴²⁾要するに、郷里社会において、官僚身分の保持者である致仕した官僚を身分的に民ととしては対等であるという、秩序形成のうえで（あるいは構成員相互の精神的連帯のうえで）必要と考えられる発想が全く欠如している。それは、國家が郷里の側ではなく、科挙官僚制度の枠組みの側に大きな比重を置いて彼らを把握していたことを示す。この点からすれば、やはり明朝国家は、「郷村」の秩序形成にとって官僚層が「中核」的役割を果たすことを政策的に期待していたとは言えず、「里」制のよう

に民が主体的に秩序を形成することにこそ、「郷村」に対する政策の主眼があり、官僚層は里老人制の適用外とされたと見るべきであるように思われる。⁽⁴³⁾

以上、濱島氏の批判に答えて旧稿での主張を確認する形で、「郷約」と「里」制＝里老人制の社会関係を比較し、前者が官僚・科挙合格者層と民との二つの社会層を秩序形成の主体とみなすのに対し、後者にあっては、様々な所有格差を含むところの民が「里」秩序形成の主体とみなされ、郷里の官僚層はその不可欠の要素としては考えられていないことを述べた。これを農村社会における地主の権力関係を重視する研究との関係で言えば、構成員の間に所有の格差に基づく階層差が厳然と存在するにもかかわらず、彼らを一律に民として把握した国家の「里」制のみならず、士大夫・地主によって重視された「郷約」においても、社会層区分の基準を科挙官僚制度に所属するか否かに求め、所有格差に基づく階層関係を設定していないことが重要である。前掲の董佐の「郷礼」構想でも構成員は郷紳（郷里の官僚層）と民とに大別され、科挙官僚制度に所属していなければ、大土地所有者から佃戸・傭工にいたるまで一律に民の範疇に入れられている。このことは、所有主体である地主層の側においても、所有格差に基

づく階層関係を基軸としては地域の秩序を形成・維持しえないと認識していたことを示すように思われる。

ただし、これまで述べたところは社会関係の問題に終始しており、農村乃至地域の再生産構造等については全く触れていない。士大夫・地主側の「郷約」と国家によつて設定された「里」制とがどのような関係にあつたのかという点を解明するには、士大夫・地主の実態、農村・地域における再生産構造等及びこれらに対する明朝国家の政策を政治・経済・社会の様々な局面に留意しつつ検討するとともに、士大夫・地主、國家それぞれがいかなる秩序形成を志向し、また現実には究極いかなる体制が成立したのかを解き明かしていく作業が必要とされる。⁽⁴⁵⁾今後の課題としたい。

最後に、国家の側の秩序構想（「里」制）、士大夫・地主の側の秩序構想（「郷約」）、いずれを見ても、所有格差に基づく階層関係が秩序の基本として設定されていない点について言及しておきたい。この問題を考えるに際して重要な手がかりを与えるのは、最近土地所有と農業経営の整合的な把握を目指す寺田浩明氏の優れた研究である。近世の所有概念には領域的専有性、包括的な支配の存在が当初から含意されておらず、土地経営の正統性のみが問題となることを論じた

寺田浩明氏は、そうした所有概念の前提に土地所有主体の流動性という固有の特徴が存在したことを探している。⁽⁴⁶⁾所有主体の流動性という側面への注目は、先駆的には古島和雄氏の研究にも見られるところであり、氏は、その決定的契機として、均分相続の原則を挙げている。⁽⁴⁷⁾一般的に言えば、所有主体の流動性が特徴的である社会では、所有による上下関係が存在するのは当然であるが、所有関係を基礎とした固定的・安定的な身分関係、社会関係が成立し、またこれを軸にした秩序を設定することは困難であるというべきではないだろうか。「里」制を設定した国家、「郷約」を重視した士大夫・地主、両者において、科挙官僚制度を基準とした身分関係とそれを前提とした秩序形成の構想が提出されている背景の根底には、かかる所有関係 자체の特質があつたと見なければならぬ。これを所有主体である地主層の立場から言うならば、特定の地主がいくら巨大な富を築こうとも、均分相続により限りなく細分化される以上、当然その家の所有は永代的に保障されるものとしては予定されておらず、このことが様々な特權を付与される任官へと志向させる結果となつたのではないかと推察される。別に考察したように宋代以降の宗族の問題もこれに関連する。かかる宿命を背負う地主層が家の存続

(Ⅱ所有の保全)のために任官の道を選択し、更に共有財を基盤とした宗族機構の樹立を通じて代々官僚を輩出する永続的な家系の維持を図ったと考えられるのである。⁽⁴⁸⁾

いずれにしろ、この所有関係の問題は、明初のみならず、前近代中国社会の秩序形態の特質を解きあかすうえで重要な鍵の一つとなるようと思われる所以、改めて注意を促しておきたい。

註

(1) 里甲制の概要については、次の総括的研究に依拠した。山根幸夫『明代徭役制度の展開』(東京女子大学、一九六五年)、小山正明『賦・役制度の変革』(岩波講座『世界歴史』一二、一九七一年)、鶴見尚弘『明代における郷村支配』(同上『世界歴史』一一)。

(2) 小山前掲『賦・役制度の変革』によれば、明初における雜役の科派については、里甲内においてどのように割当られたのか

明確でなく、宣德・正徳年間以降、里甲正役と同じく里内各申を単位に割当られるようになったとされる。また明初の雜役科派の内容は、前掲山根著書の他、岩見宏『明代徭役制度の研究』(同朋舎、一九八六年)などでも詳細に論じられている。

(3) 伊藤・吳両氏の書評はそれぞれ、「歴史の理論と教育」(名古屋歴史科学研究所)七四(一九八九年)、「東洋史研究」四八一四(一九九〇年)に掲載されている。この他、台湾の中央

研究院史語所の于志嘉氏は、「明代江南土地制度研究史的回顧」と題して、森著書の序章部分を中文に訳出する作業を行なつてゐる(『大陸雑誌』八〇一三、一九九〇年)。

(4) 「明初江南の官田について—蘇州・松江二府におけるその具体像—」(上)(下)、「東洋史研究」一九一三・四、一九六〇・六一年、「十五世紀前半太湖周辺地帯における国家と農民」(『名古屋大学文学部研究論集』三八、一九六五年)、「官田始末考」から「蘇松(府田賦之重)へ—清初蘇松地方の土地問題と顧炎武—」(『名古屋大学東洋史研究報告』六、一九八〇年)、「明初江南における籍没田の形成」(『名古屋大学文学部研究論集』一〇五、一九八六年)、「明初の籍没田について—江南官田形成過程の一側面—」(『東方学報』京都五八、一九八六年)。

(5) 一九七〇年代半ばまでの里甲制研究の動向は、森正夫「日本明清時代史研究における郷紳論について(一)(二)(三)」(『歴史評論』三〇八・三二二・三一四号、一九七五・七六年)のなかで丁寧に整理されており、拙稿でもこれを参考にしている。

(6) 松本善海『明代』(和田清編『支那地方自治発達史』、中央大学、同書は、一九七五年、『中国地方自治発達史』と改題のうえ、汲古書院から再版された)。

(7) 北村敬直「明末・清初における地主について」(『歴史学研究』一四二)。同論文はのちに『清代社会経済史研究』(大阪市立大学経済学会研究叢書)、一九七二年に再録された。及び、「中国の地主と日本の地主」(『歴史評論』四一二)。

(8) 古島和雄「明末長江デルタ地帯における地主經營」（『歴史学研究』一四八）。のちに『中国近代社会史研究』（研文出版、一九八二年）に収録。

(9) 小山氏の見解の紹介に際して参考にした諸論考を以下に一括して掲げる。①「明末清初の大土地所有ーとくに江南デルタ地帯を中心にして」（二・二）（『史學雜誌』六六一二・六七一、一九五七・五八年）、②「明代の大土地所有と奴僕」（『東洋文化研究所紀要』六二一、一九七四年）、③「中国社会の変容とその展開」（『東洋史入門』東アジア世界の形成§2 中国文明の形成と展開2。一九六七年）、④前掲「賦・役制度の改革」、⑤「アジアの封建制ー中国封建制の問題」（歴史学研究会編集『現代歴史学の成果と課題』2「共同体・奴隸制・封建制」、一九七四年）、⑥鶴見尚弘「旧中国における共同体の諸問題ー明清江南デルタ地帯を中心として」に付された「コメント」（『史潮』新四号、一九七九年）。とくに③以下の論考において直接里甲制の問題が扱われている。

(10) 「明代の糧長についてーとくに前半期の江南デルタ地帯を中心にして」（『東洋史研究』二七一四）。

(11) 前掲の鶴見論文に対する「コメント」。

(12) 小山説に対する批判は多数にのぼるので、ここではそのうちの幾つかを掲げるとどめておきたい。後掲の鶴見尚弘、濱島敦俊、川勝守等諸氏の諸研究のなかに批判的見解が見られる他、

寺田隆信「商品生産と地主制をめぐる研究ー明清社会経済研究史の諸問題（一）」（『東洋史研究』一九一四、一九六一年）、安野省三「明末清初、楊子江中流域の大土地所有に関する一考

察ー湖北漢川県、蕭堯案の場合を中心としてー」（『東洋学報』四四一三、一九六一年）、奥崎裕司「明代における地主の思想の一考察ー浙西嘉善の袁氏の家を中心にしてー」（『東洋学報』五一、一九六八年）、森正夫「明末清初の奴僕の地位に関する覚書ー小山正明の所論に寄せてー」（『海南史学』九、一九七一年）、同「張履祥『授田額』の理解に関する覚書ー再び小山正明の所論に寄せてー」（『名古屋大学東洋史研究報告』三、一九七五年）、森前掲「日本の明清時代史研究における郷紳論について（一）（二）（三）」、足立啓二「中国封建制論の批判的検討」（『歴史評論』四〇〇、一九八三年）など。

(13) 鶴見尚弘「明代における郷村支配」（前掲『世界歴史』一一）、前掲「旧中国における共同体の諸問題ー明清江南デルタ地帯を中心としてー」。とくに後者の論文には、小山説に対する鶴見氏の立場が鮮明に出されている。この他、「明代の畸零戸について」（『東洋学報』四七一三、一九六四年）は、氏の見解の出発点となつたものである。

(14) 前掲「アジアの封建制ー中国封建制の問題ー」。

(15) 同上。

(16) 同上。かかる見解の基礎となつた実証研究は、前註（9）に掲げた①②の論文である。

(17) 西村かずよ「明清時代の奴僕をめぐって」（『東洋史研究』三六一四、一九七八年）、同「明代の奴僕」（『東洋史研究』二八一、一九七九年）、森正夫「奴變」（東洋文庫四一九『中国民衆叛乱史』四、平凡社、一九八三年）。

(18) 氏の見解は、「中国中世における村落共同体」（中世史講座2

- 『中世の農村』、学生社、一九八七年)に集約的に示されており、紹介に際してもこの論文に依拠した。その基礎となつた個別研究は以下の通りである。「明代江南の水利の一考察」(『東洋文化研究所紀要』四七、一九六九年)、「明代前半の江南デルタの水利慣行」(『田頭制再考』)(『史潮』新3号、一九七八年)、「明代江南農村社会の研究」(東大出版会、一九八二年)、第一部第一章・第二章、「中世」(『現代歴史学の成果と課題』II・第二分冊(青木書店、一九八二年))。また「明代の水利技術と江南地主社会の変容」(シリーズ世界史への問い2「生活の技術 生産の技術」、一九九〇年)も当該の問題に言及している。
- (19) 『中国封建国家の支配構造』(東大出版会、一九八〇年)。
- (20) 論争に関連する研究は、濱島氏側は、前掲「明代江南の水利の一考察」、同「明代前半の江南デルタの水利慣行」、同著書。川勝氏のそれとしては、「明末、楊子江デルタ地帯における水利慣行の変質」(『史淵』一一一、一九七四年)、前掲著書など。
- (21) 大沢正昭・足立啓二「中國中世における農業の展開」(『中世史講座』二、学生社、一九八七年)、足立啓二「宋代以降の江南稻作」(稻のアジア史第二巻『アジア稻作文化の展開』多様と統一ー)、一九八七年)、同「宋代兩浙における水稻作の生產力水準」(『文学部論叢』(熊本大学文学会)一七・史學篇、一九八五年)、宮沢知之「宋代先進地帯の階層構成」(『鷹陵史学』一〇、一九八五年)など。
- (22) 地主制を中心に据えた階級分析の方法を批判して國家と小経
- (23) 鶴見前掲「明代における郷村支配」。濱島前掲「明代江南農村社会の研究」、同「中國中世における村落共同体」。また濱島「明清時代の地主佃戸関係と法制」(昭和五八一六〇年度科学研究費補助金研究成果報告書 菊池英夫編『変革期アジアの法と経済』一九八六年)、同「『主佃の分』小考」(『中村治兵衛先生古稀記念・東洋史論叢』、一九八六年)の二論文も、この問題に関連する。
- (24) 細野浩二「里老人と衆老人」(『教民榜文』の理解に関連して)、「史学雑誌」七八一七、一九六九年)、同「耆宿制から里老人制へ」太祖の『方巾御史』創出をめぐって」(『中山八郎教授頌寿記念明清史論叢』、一九七七年)、同「里甲制と太祖の政治的工作」(唐代史研究会編『中国聚落史の研究』周辺諸地域との比較を求めて)、刀水書房、一九八〇年)。
- (25) 前追勝明「明初の耆宿に関する一考察」(『山根幸夫教授退休記念明代史論叢』(上)、一九九〇年)。
- (26) 細野・前追両氏の研究の他、それらに先行する諸研究にも同様の観点が認められる。松本善海前掲「明代」、同「明代における里制の成立」(『東方学報』東京一二一、一九四一年)。

- (27) 濱島前掲『明代江南農村社会の研究』第一部第一章。
- (28) 筆者が用いる秩序という概念は、すでに拙稿「『郷約』の理念について—郷官・士人層と郷里社会—」（名古屋大学東洋史研究報告）一一、一九八六年で述べたように、儒教的社会規範としての礼を強く意識したものである。つまり、礼の普遍化によって生み出されると予測される理想的な状態を意図する。
- (29) 前註(27)参照。
- (30) 士大夫の範疇は、拙稿「黄佐『泰泉郷礼』の世界—郷約保甲制に関連して」（『東洋学報』六七一三・四号、一九八六年）、同前掲「『郷約』の理念について—郷官・士人層と郷里社会—」の二編の旧稿で得られた知見をもとに規定した。
- (31) 金華学派の動向と思想的内容は、侯外廬・邱漢生・張豈之主編『宋明理学史』上巻（人民出版社一九八四年）第一三章「金華朱学的主要特点和歴史影響」で詳述されている。また、檀上寛「方孝孺の政治理想」（『撲女子短期大学紀要』一九、一九八四年）は、明初方孝孺の政治理想と金華学派との関係に注目する。
- (32) 「明王朝成立期の軌跡—洪武朝の疑獄事件と京師問題をめぐつて」（『東洋史研究』三七一三、一九七八年）、「元・明交替の理念と現実—義門鄭氏を手掛かりとして」（『史林』六
- (33) 『明史』卷二二八、〈宋濂〉伝。
- (34) 「朱元璋の恐怖政治—中華帝国の政治理構成に寄せて—」（前掲『山根幸夫教授退休記念明代史論叢（上）』）。
- (35) 前掲「黄佐『泰泉郷礼』の世界—郷約保甲制に関連して—」、同「『郷約』の理念について—郷官・士人層と郷里社会—」。以下の本論においては、前者を第一論文、後者を第二論文として扱う。
- (36) 第二論文発表の後、濱島氏は口頭と書面で、また岩見・檀上氏は書面で、それぞれ御意見を伝えられた。また濱島氏は、「中国の郷紳」（国際歴史学会議日本国内委員会編『歴史研究』の新しい波・日本における歴史学の発達と現状Ⅶへ一九八三一九八七）、一九八九年、山川出版社）において改めて筆者に対する批判を展開されている。
- (37) 上諭中書省臣曰、凡士非建功名之為難、而保全始終為難。自今内外官致仕還鄉者復其家、終身無所與。其居郷里、惟於宗族序尊卑、如家人礼、於其外祖及妻家、亦序尊卑。若姪娶則設別席、不許坐於無官者之下。如與同致仕官会、則序爵、爵同序齒。其與異姓無官者相見、不必答礼、庶民則以官礼謁見。敢有凌侮者、論如律、著為令。
- (38) 前掲「中国の郷紳」。
- (39) 『大學衍義補』卷五三、治國平天下之要、明礼樂、〈家鄉之礼〉。

(40) 同上書卷四八、治國平天下之要、明礼樂、〈郡国之礼〉。

(41) 山根幸夫「『元末の反乱』と明朝支配の確立」(前掲岩波講座『世界歴史』一二)。但し、渡昌弘「明代洪武年間の制舉」

(東北史学会『歴史』六三、一九八四年)によれば、官僚不足自体は、次第に解消されたようである。

(42) 前註(37)参照。

(43) 誤解を避けるために言うならば、これは、官僚層が全く「里」のことに関与しなかつたことを意味するのではない。前掲史料Aに言うように、彼らが郷里の「筵宴」に参加する場面は当然存在した。また『正徳・大明会典』卷七八、〈鄉飲酒礼〉及び『萬曆・大明会典』卷七九、〈鄉飲酒礼〉はともに、里老人制施行以前の洪武一六年に頒行されたとする「鄉飲酒礼」の規定を収録しているが、それによれば、里社ごとに百家を一會となして、里長が主席となつて同札を挙行する、もし「鄉人」のなかに「為官致仕者」があれば、主席がこれを招待して「饌」となせ、という。これに基づけば、郷里の官僚層も同札の挙行に関与したことになる。しかし、筆者が言いたいのは、「里」の秩序形成は民を主体として行われるものとして設定されており、「鄉約」のように彼らも秩序形成の主要な一翼を担うとは考えられないことである。このことを確認しておきたい。ちなみに、同上二種の『会典』の「鄉飲酒礼」の規定に言う致仕した官僚のことは、『教民榜文』や『御製大誥』には含まれていない。また、『実錄』洪武一六年十月乙未の条には確かに「鄉飲酒礼」の図式の頒行のことが記録されているが、やはり致仕した官僚と同札との関係についての記載はない。

また、濱島氏が言うところの郷里の官僚層(「士大夫」)を

「中核」として礼の世界を実現する政策は本論で述べたように、「里」制では確認できないが、これを「里」に限定せず、州県の条に収録する洪武二二年に頒行されたという同札によれば、

府・州・県レベルでの鄉飲酒礼では、知府・知州・知県が挙行の主体となり、「大賓」として「致仕官」が招かれることになっていた。この場合、確かに郷里の官僚層が礼の挙行に関与しているが、その中心は地方官=国家であり、郷里の官僚層を中心としたものとは言えないであろう。

(44) 前掲「黄佐『泰泉郷礼』の世界」。

(45) 檜上寛氏には前掲諸研究の他、最近発表された「方孝孺の理想的国家観—前近代中国の連帯の位相—」(『富山大学人文学部紀要』一五、一九八九年)、同「明朝專制國家と儒教的家族國家観—尾形勇氏の所論によせて—」(前掲『山根幸夫教授退休記念明代史論叢(上)』)の二論稿があり、それらには筆者の問題関心に共通する部分が多く、また明初における国家の政治体制の特質を明らかにするうえで貴重な指摘が少なからず含まれるが、ここでは里老人制の問題に焦点を絞ったため、論及できなかった。

(46) 「中國近世における自然の領有」(シリーズ世界史への問い1「歴史における自然」、一九八九年)。「旧中国における土地所有とその性格」(『中国農村革命の展開』(アジア経済研究所、一九七一年))。

(48)

を改めて論ずることとしたい。

「宋代以降における宗族の特質の再検討－仁井田陞の同族
『共同体』論をめぐって－」（『名古屋大学東洋史研究報告』

一二、一九八七年）、「宗族の形成とその構造－明清時代の珠江デルタを対象として－」（『史林』七二一五、一九八九年）。

なお、濱島敦俊氏は、前掲「中国の郷紳」において、前者の論文ならびに「郷約」に関する前掲二論文について、氏の重視する「地域史・開発史的視点」からすれば「抽象的な郷村社会・宗族論が展開されている」といい、筆者がとった方法について否定的であるが、これは、宗族・郷約に関する在来の研究から出発した筆者の問題設定と研究方法を無視したコメントであり、機会を改めて筆者の主張を確認したいと思う。また、筆者の宗族研究の方法に関係する最近の論考としては、小林義広「宋代における宗族と郷村社会の秩序－累世同居を手がかりに－」（『東海大学紀要文学部』五二、一九九〇年）がある。

(49) 前近代中国社会における秩序の構造に対する関心は、地域社会という概念を提唱した森正夫氏の研究以来高まっているように思われる。壇上寛氏の前掲諸研究のなかには、森氏の秩序論を踏まえた独自の見解が述べられているし、また、岸本美緒氏も同じく森氏の提言を受けて積極的な問題提起を行っている。例えば、森「中国前近代史研究における地域社会の視点」（『名古屋大学文学部研究論集』史学二八、一九八二年）、岸本「モラル・エコノミー論と中国社会研究」（『思想』七九二、一九九〇年）。筆者が小論で用いた秩序の概念－前註（28）参照－も森氏の見解を前提としているが、研究史上における秩序概念設定の意義は別に詳論が必要とされると考えられるので、機会

（いのうえ とおる

弘前大学人文学部助教授）